

南砺市認可外保育施設 保育料軽減制度のお知らせ (平成29年度)

1 補助金の目的

南砺市内に居住し、認可外保育施設に入園されているお子さんについても、保育園等に入園されているお子さんと同様に保育料を軽減することで、子育て世帯の経済的負担の軽減と少子化対策の推進を図ることを目的としています。

2 対象児童

保護者・児童ともに南砺市内に住所を有している世帯で、次のいずれかに該当する児童

- ① 第3子以降の児童
- ② 小学校3年生までの範囲内で、最年長の子どもから順に2人目の児童(①を除く)
- ③ ①②に該当しない児童で、三世帯同居世帯に属するもの

※ただし、転出や転居により三世帯同居世帯でなくなった場合は、その翌月以降を対象としません。

3 補助金額

各施設で支払う該当児童の認可外保育施設保育料(a)と

「南砺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担金に関する規則」に規定する利用者負担額(b)の額を上限として計算します。

補助金の額は、区分に応じ(a)と(b)を比較して少ない方の額となります。

区分		認可外保育施設 保育料(a)	利用者負担額 (b)	補助金額
①	第3子以降の児童	(a)の全額	(b)の全額	(a)と(b)を 比較して 少ない方の額
②	小学校3年生までの範囲内で、最年長の子どもから順に2人目の児童(①を除く)	(a)の1/2(50%)	(b)の1/2(50%)	
③	①②に該当しない児童で、三世帯同居世帯に属するもの	(a)の3/10(30%)	(b)の3/10(30%)	

※ここでのいう保育料とは、純粋な保育料のみをいい、入園料・延長料金・日及び時間単位の保育料・保護者会費などは含みませんのでご注意ください。

※算出した額に10円未満の端数が生じた場合は10円未満を切り捨てます。

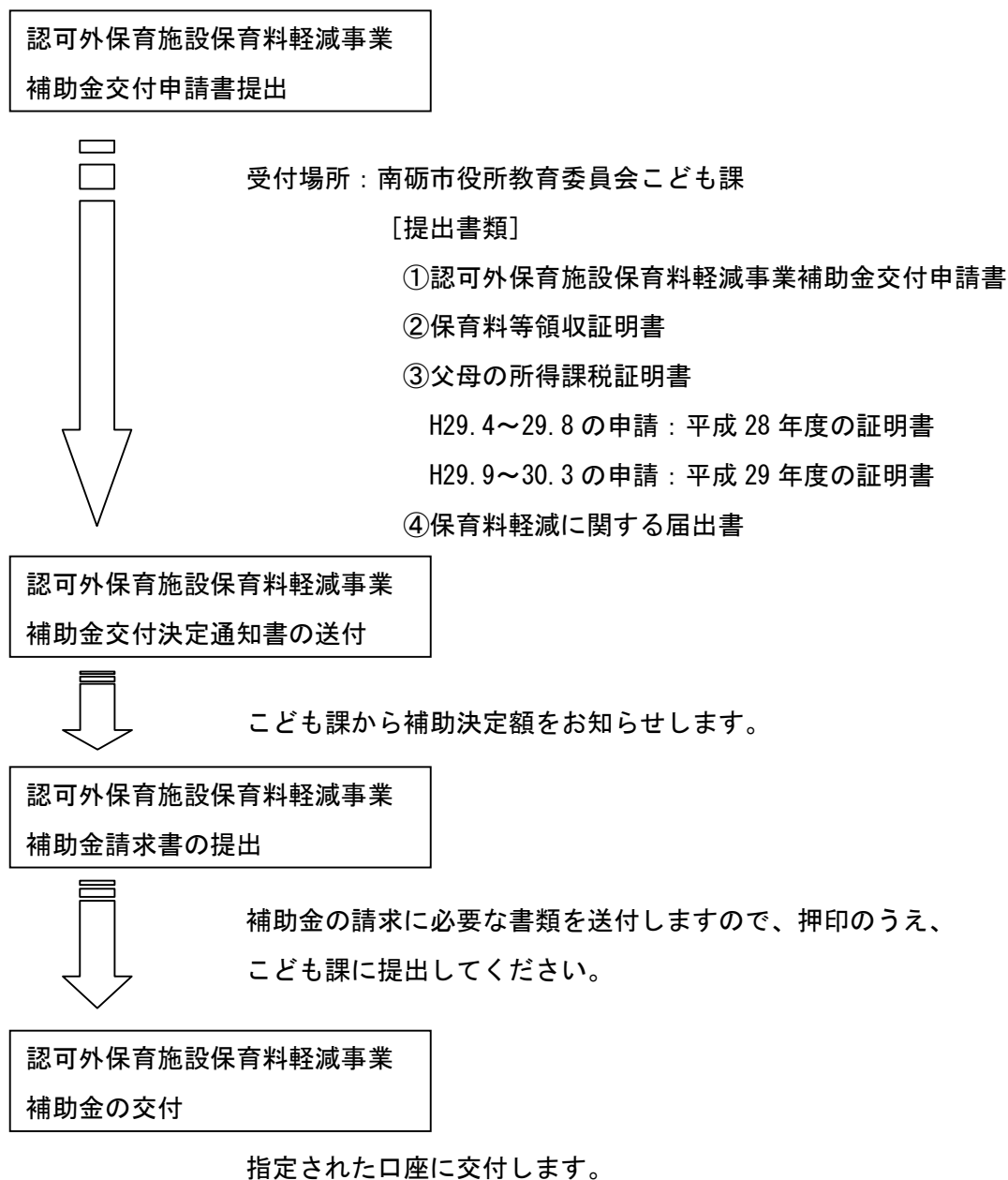
※保育料の算定基準となる市町村民税額の対象年度は、4月から8月までは前年度の市町村民税額、9月から翌年3月まではその年度の市町村民税額を基準とします。

4 補助金の交付申請

対象となる世帯の保護者は、南砺市役所教育委員会こども課（井波庁舎 2 階）で直接申請手続をしてください。

申請がない場合は交付できません。

5 手続の流れ



お問い合わせ

南砺市教育委員会 こども課 保育園係

南砺市井波520番地（井波庁舎2階）

TEL. 0763-23-2010 FAX. 0763-82-1144